政令第百十三号

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「四万千百二十円」を「四万千三百二十円」に、「五万千四百円」を「五万千六百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十年三月以前の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第一項及び第五十八条第三項第一号（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条から第十三条の二までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十五号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の四第四項、第二十七条の五第四項、第八十七条第六項、第九十四条第三項及び附則第九条の三の二第八項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の四第六項及び第四十三条の五第六項（これらの規定を同法附則第十七条の四第十項において準用する場合を含む。）、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条及び第三条（これらの規定を同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「平成二十七年三月」を「平成二十八年三月」に、「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成二十年度	○・○五三
平成二十一年度	○・○四一
平成二十二年度	○・○二八
平成二十三年度	○・○一九
平成二十四年度	○・○一二
平成二十五年度	○・○○六
平成二十六年度	○・○○二
平成二十七年度	○・○○一

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条第一項の表中「二八、〇〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「五六、〇〇〇円」を「五六、三〇〇円」に、「八四、一〇〇円」を「八四、五〇〇円」に、「一一二、一〇〇円」を「一一二、七〇〇円」に、「一四〇、二〇〇円」を「一四〇、九〇〇円」に、「一六八、二〇〇円」を「一六九、〇〇〇円」に、「一九六、四〇〇円」を「一九七、四〇〇円」に、「二二四、五〇〇円」を「二二五、六〇〇円」に、「二五二、四〇〇円」を「二五三、七〇〇円」に、「二八〇、四〇〇円」を「二八一、八〇〇円」に、「三〇八、五〇〇円」を「三一〇、〇〇〇円」に、「三三六、六〇〇円」を「三三八、三〇〇円」に、「三六四、五〇〇円」を「三六六、三〇〇円」に、「三九二、五〇〇円」を「三九四、五〇〇円」に、「四二〇、六〇〇円」を「四二二、七〇〇円」に、「四四八、七〇〇円」を「四五〇、九〇〇円」に、「四七六、六〇〇円」を「四七九、〇〇〇円」に、「五〇四、七〇〇円」を「五〇七、二〇〇円」に、「五三二、九〇〇円」を「五三五、六〇〇円」に、「五六〇、九〇〇円」を「五六三、七〇〇円」に、「五八九、〇〇〇円」を「五九一、九〇〇円」に、「六一七、〇〇〇円」を「六二〇、一〇〇円」に、「六四五、〇〇〇円」を「六四八、二〇〇円」に、「六七二、九〇〇円」を「六七六、三〇〇円」に、「七〇一、〇〇〇円」を「七〇四、五〇〇円」に改める。